

財務省告示第三百十六号

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第七条の三第七項の規定に基づき、同法別表第一の六に掲げる物品について、平成二十年度の初日から平成二十年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量を次のように告示する。

平成二十年十月三十一日

財務大臣 中川 昭一

関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の六に掲げる物品の平成二十年度の初日から平成二十年九月三十日までの輸入数量を同表の各項ごとに合計した輸入数量は、次の表の上欄に掲げる同法別表第一の六の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数量とする。

関税暫定措置法別 表第一の六の項名	輸 入 数 量
一	トン
二	トン
三	・五三トン
四	一一、一二三トン
五	六一六トン

二	一九	一八	一七	一六	一五	一四の二	一四	一三	一二	一一	一	九	八	七	六
五六トン	四三七トン	九、三三九トン	七六、四五トン	四八五トン	一六三トン	三二、一八六トン	六三五、九五一トン	三、六六、二八トン	三七、一八七トン	一一、八四 トン	一、二七八トン	一七、八五一トン	一・六トン	・二五トン	二トン

二九	五五三トン
二八	トン
二七	六、五トン
二六	三、六トン
二五	トン
二四	一八トン
二三	二、九七四トン
三三	一三三トン
一一	一五、七三四トン